

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金」 のご案内

(第十一回特別弔慰金)

請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで



都道府県お問い合わせ先一覧

都道府県 電話番号	都道府県 電話番号
北海道 011-204-5269	滋賀県 077-528-3514
青森県 017-734-9278	京都府 075-414-4616
岩手県 019-629-5481	大阪府 06-6944-6662
宮城県 022-211-2582	兵庫県 078-341-7711
秋田県 018-860-1318	奈良県 0742-27-8509
山形県 023-630-2243	和歌山県 073-441-2476
福島県 024-521-7923	鳥取県 0857-26-7145
茨城県 029-301-3337	島根県 0852-22-5240
栃木県 028-623-3054	岡山県 086-226-7320
群馬県 027-226-2681	広島県 082-513-3036
埼玉県 048-830-3286	山口県 083-933-2800
千葉県 043-223-2337	徳島県 088-621-2170
東京都 03-5320-4077	香川県 087-832-3277
神奈川県 045-210-4917	愛媛県 089-912-2434
新潟県 025-280-5180	高知県 088-823-9662
富山県 076-444-3199	福岡県 092-643-3301
石川県 076-225-1411	佐賀県 0952-25-7058
福井県 0776-20-0566	長崎県 095-895-2427
山梨県 055-223-1454	熊本県 096-333-2187
長野県 026-235-7094	大分県 097-506-2688
岐阜県 058-272-8349	宮崎県 0985-26-7061
静岡県 054-221-3625	鹿児島県 099-286-2830
愛知県 052-954-6632	沖縄県 098-866-2175
三重県 059-224-3092	

請求手続きの簡素化のため 「同意書」を廃止しました

同順位の方が複数いる場合は、お話し合いのうえ、代表して請求する方を決めていただくようお願いいたします。

国債の償還について

国債の償還金は、令和3年から毎年1回償還日(4月15日)以降に、年5万円ずつ支払いを受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>